

令和 3 年 9 月 3 0 日
飯 能 市

本市では、公共施設の利用については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により、これまで感染予防対策を徹底するとともに、夜間の利用を制限してきたところです。

政府対策本部は、「9 月 3 0 日に緊急事態宣言の解除」を決定したところですが、埼玉県においては段階的緩和措置として、外出自粛と飲食店等による夜間の営業時間の短縮などが要請されました。

本市としては、市民の命と健康を守ることを最優先とし、感染再拡大を起こさないためにも、引き続き感染予防対策を徹底するとともに施設の利用時間を次のとおり制限いたします。なお、利用される市民のみなさまにも更なる感染防止対策の徹底を求めてまいります。

また、イベント等の開催制限については、国・県基準を準拠することとします。

1 対象期間

令和 3 年 1 0 月 1 日（金）から令和 3 年 1 0 月 2 4 日（金）まで

※イベント等の開催制限は、令和 3 年 1 0 月 3 0 日（土）までとします。

2 利用時間を制限する施設

施設名	所管課	利用終了時間
市民会館	市民会館	午後 9 時
市民活動センター	地域活動支援課	午後 7 時 （予約の場合、 午後 9 時まで）
地区行政センター	各地区行政センター	午後 9 時
トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園	子育て支援課	平日：午後 5 時 土日祝：午後 9 時
市民体育館	スポーツ課	午後 9 時
阿須運動公園ホッケー場		
美杉台公園多目的グラウンド		
学校体育施設（小・中学校体育館、校庭）		

※市公共施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。

◇以下の感染防止対策を徹底する。

- ・マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
- ・接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入
- ・その他、シャワーの使用など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を厳守させること

3 その他の利用再開を行う施設

名 称	利用を再開するエリア	再開日時
中央公園駐車場	西側及び東側駐車場	令和3年10月6日（水）午前8時

4 イベント等の開催基準（国、埼玉県に準拠）

◆開催基準（人数上限、収容定員に収容率を乗じた人数のいずれか小さい方とする）

上限 人数	「5,000人又は収容定員の50%（かつ10,000人以下であること）のいずれか大きい方」
収容率	大声での歓声、声援等が無いことを前提としうるもの：収容定員の「100%」 大声での歓声、声援等が想定されるもの：収容率の「50%」

※国通知 … 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年9月28日）